

告 示

埼玉県告示第九百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

		名称		さいとー薬局		所在地		富士見市鶴馬二ー 二〇ー三		サービスの種類		廃止年月日	
		木下の介護 川口		川口市八幡木一ー 一三一ー一二									
		あねとすホームケア 診療所		五 深谷市人見一九七									
管理指導	介護予防居宅療養	介護予防訪問リハ ビリテーション	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテー ション	訪問看護	居宅介護支援	介護予防訪問看護	訪問介護	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	平成二十七年五月 三十一日	平成二十七年五月 三十一日
三十日	平成二十七年六月	三十日	平成二十七年六月 三十日	三十日	平成二十七年六月 三十日	三十日	平成二十七年五月 二十三日	二十三日	平成二十七年五月 二十三日	三十一日	平成二十七年五月 三十一日	平成二十七年五月 三十一日	平成二十七年五月 三十一日

